関連する義務 政府の段階 措置	内国民待遇（第八・八条） 中央政府
概要（注）	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注） 注　この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保の解釈について適用する。 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資の自由化 1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の生物学的薬剤製造業、病原生物に対する医薬品又は附属品の製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3　投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 注　この留保の適用上、 (a)　「生物学的製剤製造業」とは、ワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。 (b)　「病原生物に対する医薬品」とは、日本国の法令に基づき、病原生物に対する医薬品に分類される医薬品であって、販売の承認を受けているものをいう。 (c)　「高度管理医療機器」とは、日本国の法令に基づき、高度管理医療機器として販売の承認又は認証を受けている医療機器をいう。

十六	
分野 小分野 産業分類 （注）	製造業 皮革製造業及び皮革製品製造業 ＪＳＩＣ　一一八九＊１　他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 ＪＳＩＣ　一六九四＊２　ゼラチン・接着剤製造業 ＪＳＩＣ　一九二　ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 ＪＳＩＣ　二〇一一　なめし革製造業 ＪＳＩＣ　二〇二二　工業用革製品製造業（手袋を除く。） ＪＳＩＣ　二〇三一　革製履物用材料・同附属品製造業 ＪＳＩＣ　二〇四一　革製履物製造業 ＪＳＩＣ　二〇五一　革製手袋製造業 ＪＳＩＣ　二〇六一　かばん製造業 ＪＳＩＣ　二〇七　袋物製造業 ＪＳＩＣ　二〇八一　毛皮製造業 ＪＳＩＣ　二〇九九　その他のなめし革製品製造業 ＪＳＩＣ　三二五三＊１　運動用具製造業 注　ＪＳＩＣの番号に付された星印１（＊１）は、これらの番号に定める活動のうち、この留保の対象となる活動が皮革製造業及び皮革製品製造業に関連するものに限られることを示す。ＪＳＩＣの番号に付された星印２（＊２）は、この番号に定める活動のうち、この留保の対象となる活動が動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られることを示す。
関連する義務 政府の段階 措置	内国民待遇（第八・八条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注） 注　この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保の解釈について適用する。
概要	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資の自由化 1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の皮革製造業及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。（注） 注　この概要において、この附属書の日本国の表の留保の十の項、十二の項、十三の項、十五の項、三十七の項、四十三の項、四十四の項、五十二の項及び五十四の項に規定する「国の安全」に言及していないことは、第一・五条の規定が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条の規定を援用する権利を放棄することを意味するものではない。 3　投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。

十七	
分野 小分野 産業分類 関連する義務	船舶の国籍に関する事項 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 経営幹部及び取締役会（第八・十条）
政府の段階 措置 概要	中央政府 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 1　日本国を旗国とする船舶を運航する登録会社の設立を通じて国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）を提供する場合については、国籍要件を適用する。 2　「国籍要件」とは、日本国の法令に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものにより、船舶が所有されなければならないことをいう。

十八	
分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置	計量サービス ＪＳＩＣ　七四一一　商品検査業 ＪＳＩＣ　七四五　計量証明業 市場アクセス（第八・十五条） 中央政府 計量法（平成四年法律第五十一号）第三章、第五章、第六章及び第八章 計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号） 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）
概要（注）	国境を越えるサービスの貿易 1　特定計量器の定期検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立しなければならず、当該定期検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事（その場所が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）の指定を受けなければならない。 2　特定計量器の検定のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立しなければならず、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 3　計量証明事業（特定計量証明事業を含む。）を行おうとする者は、日本国内に事業所を設置しなければならず、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。 4　計量証明に使用する特定計量器の検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立しなければならず、当該検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事の指定を受けなければならない。 5　特定計量証明事業者に対する認定を行おうとする者は、日本国内に法人を設立しなければならず、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 6　計量器の校正等のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立しなければならず、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 注　この留保の適用上、 (a)　「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいう。 (b)　「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。 (c)　3に規定する要件が適用される「計量証明事業」とは、次のものをいい、その登録については、経済産業省令で定める事業の区分に従って行う。ただし、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であって当該計量証明事業を適正に行う能力を有するものとして政令で定めるものが当該計量証明事業を行うことについて登録を行う場合及び政令で定める者が当該計量証明事業を行う場合は、この限りでない。 (i)　量、運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明（船積貨物の積込み又は陸揚げに際して行うその貨物の質量又は体積の計量証明を除く。）の事業 (ii)　濃度、音圧レベルその他の物象の状態の量であって政令で定めるものの計量証明の事業（(i)に掲げるものを除く。） (d)　「計量証明事業」とは、(c)(ii)に規定する物象の状態の量であって極めて微量のものの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める事業をいう。